

生駒市条例第31号

生駒市生涯学習施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年10月16日

生駒市長 山下 真

生駒市生涯学習施設条例の一部を改正する条例

生駒市生涯学習施設条例（平成23年9月生駒市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表及び別表第2の2の表を次のように改める。

1 たけまるホール（大ホール）

		9:00～12:00	12:00～17:00	17:00～22:00	9:00～22:00
全体使用（楽屋1・2を除く。）	音響及び照明の操作必要	25,300円	42,100円	42,100円	87,600円
	音響及び照明の操作不要	18,900円	31,500円	31,500円	65,500円

		9:00～12:00	12:00～14:30	14:30～17:00	17:00～19:30	19:30～22:00	9:00～22:00
舞台のみの使用	音響及び照明の操作必要	6,300円	5,300円	5,300円	5,300円	5,300円	22,000円
	音響及び照明の操作不要	4,700円	3,900円	3,900円	3,900円	3,900円	16,200円
ホワイエのみの使用		2,200円	1,800円	1,800円	1,800円	1,800円	9,400円
楽屋1・2 1室につき		300円	200円	200円	200円	200円	1,100円

2 たけまるホール（小ホール等）

		9:00～12:00	12:00～14:30	14:30～17:00	17:00～19:30	19:30～22:00	9:00～22:00
小ホール	全体使用	2,800円	2,400円	2,400円	2,400円	2,400円	12,400円

ル							円
	客席のみ の使用	2,200 円	1,900 円	1,900 円	1,900 円	1,900 円	9,800 円
研修室1		900 円	800 円	800 円	800 円	800 円	4,100 円
研修室2		900 円	700 円	700 円	700 円	700 円	3,700 円
研修室3(美術室)		1,800 円	1,500 円	1,500 円	1,500 円	1,500 円	7,800 円
研修室4		800 円	700 円	700 円	700 円	700 円	3,600 円
研修室5		600 円	500 円	500 円	500 円	500 円	2,600 円
研修室6		1,700 円	1,400 円	1,400 円	1,400 円	1,400 円	7,300 円
多目的室		1,100 円	900 円	900 円	900 円	900 円	4,700 円
和室A		400 円	400 円	400 円	400 円	400 円	2,000 円
和室B・C 1室につき		600 円	500 円	500 円	500 円	500 円	2,600 円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年1月7日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の生駒市生涯学習施設条例別表第2の1の表及び別表第2の2の表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る料金について適用し、同日前の使用に係る料金については、なお従前の例による。